

# 自動車税（種別割）

自動車という財産の所有に対して税を課するものです。

## 納める人（法第146条、147条）

県内に主たる定置場がある自動車（二輪の小型自動車・軽自動車・大型及び小型特殊自動車を除いたもの）の所有者です。

ただし、自動車の売買契約において売主がその所有権を留保している場合には、買主を当該自動車の所有者とみなされ、買主に課されます。

## 納める額（法第177条の7、法附則第12条の4第1項、条例第88条、条例附則第43項）

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税率が定められています。税率は次表のとおりです。

ただし、グリーン化適合車の場合は異なります。

### ◇月割の納税（法第177条の10）

#### 新規登録したとき

4月1日以降に新規登録したときは、その翌月分以降が月割で課税されます。

月割課税の場合の税額は、次のようにして計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{課税月数（登録月の翌月から3月までの月数）}}{12} = \text{税額（100円未満の徴収金額は切り捨てます。）}$$

#### 抹消登録したとき

4月1日以降に抹消登録したときは、その月分まで課税され、その翌月分以降は、月割で減額されます。

#### 所有権移転

4月1日以降に移転登録があった場合は、旧所有者が法律上その年度中の税を納める義務を負い、新所有者は、翌年度から課税されます。したがって、月割課税はしません。

（旧所有者が非課税対象者であった場合等を除きます。）

### ◇納める方法及び納期

**普通徴収** 納税通知書に定める日（毎年の定期課税の場合は、通常5月31日）

**証紙徴収** 申告時（新規の登録の時に証紙で納めます。ただし、OSSによりオンラインで各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車税の納付）を行う場合は電子納付の方法によります。）

### ◇注意しましょう

自動車の廃車、他人への譲渡、自動車名義人の住所の変更等が生じた場合には、運輸支局でその旨を登録するとともに、自動車税の申告書を提出しなければなりません。これらの手続きを怠ると、トラブルの原因になります（変更前の名義人にいつまでも課税されたり、住変更前の住所に納税通知書が送られたりするなど）。

◇ 税率表

車種別			自家用	営業用		
乗用車	総排気量	1.0ℓ以下	25,000 (29,500)	7,500		
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500 (34,500)	8,500		
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000 (39,500)	9,500		
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500 (45,000)	13,800		
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000 (51,000)	15,700		
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000 (58,000)	17,900		
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500 (66,500)	20,500		
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500 (76,500)	23,600		
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000 (88,000)	27,200		
		6.0ℓ超	110,000 (111,000)	40,700		
	ロータリーエンジン	0.491×2	30,500 (34,500)	8,500		
		0.830×1	30,500	8,500		
		0.573、0.654、0.655×2	36,000 (39,500)	9,500		
0.65×3		50,000 (51,000)	15,700			
電気			25,000 (29,500)	7,500		
貨物車	トラック	最大積載量	1t以下	8,000	6,500	
			1t超 2t以下	11,500	9,000	
			2t超 3t以下	16,000	12,000	
			3t超 4t以下	20,500	15,000	
			4t超 5t以下	25,500	18,500	
			5t超 6t以下	30,000	22,000	
			6t超 7t以下	35,000	25,500	
			7t超 8t以下	40,500	29,500	
			8t超 9t以下	46,800	34,200	
			9t超 10t以下	53,100	38,900	
			10t超 11t以下	59,400	43,600	
			11t超 12t以下	65,700	48,300	
			12t超 13t以下	72,000	53,000	
			13t超 14t以下	78,300	57,700	
			14t超 15t以下	84,600	62,400	
			15t超 16t以下	90,900	67,100	
			16t超(1tまで毎の加算額)			6,300
	けん引車		小型	10,200	7,500	
			普通	20,600	15,100	
	被けん引車	最大積載量	小型	5,300	3,900	
			8t以下	10,200	7,500	
			8t超 9t以下	15,300	11,300	
			9t超 10t以下	20,400	15,100	
			10t超 11t以下	25,500	18,900	
			11t超 12t以下	30,600	22,700	
			12t超 13t以下	35,700	26,500	
			13t超 14t以下	40,800	30,300	
			14t超 15t以下	45,900	34,100	
			15t超 16t以下	51,000	37,900	
	16t超(1tまで毎の加算額)			5,100	3,800	
	貨客兼用車	最大積載量1t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
			1.5ℓ超	16,000	12,800	
1t超 2t以下		電気		13,200	10,200	
	総排気量	1.0ℓ以下	16,700	12,700		
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	17,800	13,700		
		1.5ℓ超	19,500	15,300		

車種別				自家用	営業用		
バス	一般業・用・学校用	乗車定員	30人以下	12,000	12,000		
			30人超 40人以下	14,500	14,500		
			40人超 50人以下	17,500	17,500		
			50人超 60人以下	20,000	20,000		
			60人超 70人以下	22,500	22,500		
	その他	乗車定員	70人超 80人以下	25,500	25,500		
			80人超	29,000	29,000		
			30人以下	33,000	26,500		
			30人超 40人以下	41,000	32,000		
			40人超 50人以下	49,000	38,000		
		50人超 60人以下	57,000	44,000			
		60人超 70人以下	65,500	50,500			
		70人超 80人以下	74,000	57,000			
		80人超	83,000	64,000			
三輪の小型自動車				6,000	4,500		
トラック	貨客兼用車	乗車定員	5t以下	8,000	6,500		
			5t超 7t以下	11,500	9,000		
			7t超 9t以下	16,000	12,000		
			9t超 11t以下	20,500	15,000		
			11t超	25,500	18,500		
	又は最大積載量の定めがないもの	乗車定員	5t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
					1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
					1.5ℓ超	16,000	12,800
			総排気量	電気		13,200	10,200
		5t超 7t以下		1.5ℓ超	19,500	15,300	
7t超 9t以下		1.5ℓ超		24,000	18,300		
		9t超 11t以下	1.5ℓ超	28,500	21,300		
		11t超	1.5ℓ超	33,500	24,800		
キャンピング車	総排気量	1.0ℓ以下	20,000 (23,600)				
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	24,400 (27,600)				
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	28,800 (31,600)				
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	34,800 (36,000)				
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,000 (40,800)				
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	45,600 (46,400)				
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	52,400 (53,200)				
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	60,400 (61,200)				
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	69,600 (70,400)						
6.0ℓ超	88,000 (88,800)						

(注1) 自家用乗用車及びキャンピング車の( )内は、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものの税率

(注2) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く。))で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。の年税額は、主たる構造区分により得た額

## 納税確認の電子化

運輸支局のシステムで自動車税の納税を確認できるため、自動車の継続検査又は構造等変更検査を受ける場合において、納税証明書の提示は、不要です。

ただし、納付後すぐに上記検査を受ける場合に、納税証明書の提示が必要となる場合があります。

自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査用・構造等変更検査用)	
登録番号	香川 500 あ 0000
車台番号	AA00-00000000

滞納がないことを証明します。

有効期限	令和 6 年 5 月 30 日
------	-----------------

領収日付印のないもの、登録番号欄・香川県県税事務所長印・有効期限欄が消してあるものは無効です。

領収日付印
-------

右の領収年月日が令和 年 月 日を過ぎているものは、無効です。

KVJ  
R1  
(納税者保管)

## 自動車税（種別割）のグリーン化

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、令和5年度税制改正において見直しが行われ、軽課については令和5年度から令和7年度までに（営業車については、50%軽減対象車は令和6年度までに）初回新規登録したものの翌年度の税額を軽減します。重課についても継続しています。

## 1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

以下の自動車は、初回新規登録の翌年度に限り税率が軽減されます。

対象車：令和5年度～令和7年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和6年度～令和8年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・燃料電池自動車</li> <li>・プラグインハイブリッド自動車</li> <li>・天然ガス自動車（平成30年排ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排ガス基準からNOx10%以上低減）</li> </ul>	標準税率より <b>概ね 75%軽減</b>

**営業用乗用車については、下記の自動車も対象となります。**

対象車：（75%軽減車）令和5年度～令和7年度に初回新規登録された自動車

（50%軽減車）令和5年度～令和6年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：（75%軽減車）令和6年度～令和8年度（**取得の翌年度のみ**）

（50%軽減車）令和6年度～令和7年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車		特例措置
ガソリン車 LPG車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準
	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車
ディーゼル車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準
	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車
		令和12年度燃費基準70%達成車 令和2年度燃費基準達成車

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いになります。

## 2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

初回新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	初回新規登録の時期	税率が加重される年度	特例措置
ディーゼル車	平成25年3月31日まで	令和6年度以降	標準税率より <b>概ね15%加重</b> <u>(注)</u>
	平成26年3月31日まで	令和7年度以降	
	平成27年3月31日まで	令和8年度以降	
ガソリン車 LPG車	平成23年3月31日まで	令和6年度以降	標準税率より <b>概ね15%加重</b> <u>(注)</u>
	平成24年3月31日まで	令和7年度以降	
	平成25年3月31日まで	令和8年度以降	

(注) バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、令和6年度以降も、税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置きます